

いきいき茨城ゆめ国体高萩市競技会場管理運営要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、いきいき茨城ゆめ国体及び競技別リハーサル大会（以下「国体等」という。）において、会場秩序の保持と円滑な運営を図るため、競技会場エリアに入場し、又は入場しようとする全ての者（以下「入場者等」という。）が遵守すべき事項を定める。

(適用範囲)

第 2 条 この要綱において「競技会場」とは、いきいき茨城ゆめ国体高萩市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が使用する敷地及び施設のうち、競技が行われる区域（練習会場及び式典会場を含む。）とする。

2 この要綱において「競技会場エリア」とは、競技会場に、休憩所、通路、売店、駐車場等の関連施設を加えた区域の総称とする。

(管理運営者)

第 3 条 競技会場エリアの管理運営者は、実行委員会会長（以下「会長」という。）とする。

(業務の処理)

第 4 条 この要綱に基づく権限に属する業務の処理は、いきいき茨城ゆめ国体実施本部及び実行委員会事務局の職員（以下「職員」という。）が行う。

(持込禁止物)

第 5 条 競技会場エリアに、次の各号に掲げる物を持ち込んで서는ならない。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

- (1) 銃器類
- (2) 刀剣類、包丁、ナイフ類、かみそりその他の刃物又は針、はさみ等の鋭利な物
- (3) 毒物、劇物その他の有害物質
- (4) 発煙筒、爆竹、花火、ガスホーン、爆発物、火薬、照明弾、油類その他可燃性の危険物
- (5) 石、吹き矢、材木、木刀、鉄パイプ、棒、ハンマー、チェーン、レーザーポインター、サーチライトその他凶器として使用されるおそれがある物
- (6) 競技会の運営に支障を及ぼすおそれのある掲示板、立て看板、横断幕、懸垂幕、旗、のぼり、アドバルーン、プラカード、印刷物等
- (7) 無線通信機器（携帯電話及び小型イヤホンラジオを除く。）
- (8) スティックボード、スケートボード、ローラースケート、ローラーシューズその他の遊具
- (9) その他入場者等に迷惑若しくは危険を及ぼし、又はそれらのおそれがある

る物

- 2 競技会場に、前項各号に掲げる物のほか、次の各号に掲げる物を持ち込んで
はならない。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。
- (1) 酒類（土産品を除く。）
 - (2) ボール類、ブーメランその他の投てき遊具のほか、ビン類、缶類（スプレー缶、ガス缶等を含む。）、凍結物その他投てき等により他人に危害を与えるおそれのある物
 - (3) ドライアイス
 - (4) ホイッスル、拡声器、楽器、ラジオカセット、防犯ブザー等の大きな音が出る物
 - (5) スタンド通路の通行に支障を及ぼすおそれのある大型又は大量の荷物
 - (6) 動物類（盲導犬、聴導犬、介助犬等身体障がい者補助の用に供する目的で訓練された犬を除く。）
 - (7) その他競技会の運営若しくは進行を妨げ、又は妨げるおそれのある物

（禁止行為）

第6条 競技会場エリアにおいて、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

- (1) 立入りを制限し、又は禁止された区域に正当な理由なく立ち入ること。
- (2) 競技場、試合場、若しくは観客席等へ物を投げ入れ、又は発射すること。
- (3) 施設、器物、装置等を汚損し、若しくは破損し、又はみだりに操作すること。
- (4) 入場者等を脅迫、威圧、侮辱、挑発等をし、若しくは入場者等に面会を強要し、又は入場者等の通行の妨害となる行為をすること。
- (5) 宣伝、勧誘、署名活動、演説、講演、布教、集会、喧噪等にわたる行為又は特定の者を誹謗、中傷等する行為をすること。
- (6) 商行為及び寄附金の募集、広告物の掲示等の行為をすること。
- (7) 文書、図書、図画、印刷物その他の物を配布し、又は掲出すること。
- (8) 電熱器、ガスコンロ、ホットプレートその他これらに類する火気を使用すること。
- (9) テント、小屋掛けその他工作物を設けること。
- (10) 所定の場所以外において喫煙し、又はゴミその他汚物を廃棄すること。
- (11) いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会又は実行委員会が発行する通行証又は駐車許可証を貼付することなく、競技会場エリアへ自動車を乗り入れ、又は所定場所以外に駐車すること。
- (12) 所定の場所以外へ自転車若しくは二輪車を乗り入れ、又は所定の場所以外において駐車すること。
- (13) 競技会場内に、正当な入場券又は実行委員会が発行する識別票となるIDカードを所持せず入場し、又は入場しようとする。ただし、入場券を不要としている場合又は競技が行われる施設でIDカードを不要としている場合を除く。
- (14) 競技会場内に、アルコール、薬物その他の物質により酩酊した状態で入

場し、又は入場しようとする者。

- (15) 管理運営者が撮影を制限し、又は禁止した区域で撮影すること。
- (16) 管理運営者が使用を制限し、又は禁止した区域で携帯電話をマナーモード以外で使用する者。
- (17) その他会場秩序の保持と競技会の円滑な運営を妨げ、入場者等に迷惑若しくは危険を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をする者。

(その他の遵守事項)

第7条 入場者等は、競技会場の施設管理者が定める諸規定を遵守しなければならない。

2 競技会場に入場し、又は入場しようとする者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) IDカードを外部から視認できるように携帯すること。
- (2) 身分証明書等本人であることを確認できる書類の提示を求められたときは、これに応じる者。
- (3) 職員の指示、案内、誘導等に従い行動すること。
- (4) 会場秩序の保持と円滑な運営のための手荷物、所持品等の検査を行う場合は、これに応じる者。
- (5) 指定された席に着いて観覧し、職員から席の移動を求められたときは、これに従う者。

(入場の制限等)

第8条 会長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、競技会場エリア又は競技会場への入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

- (1) 第5条各号に掲げる物を持ち込んだ者又は持ち込もうとしている者
- (2) 第6条各号に掲げる行為を行った者又は行うおそれのある者
- (3) 正当な理由がなく、前条に掲げる事項を遵守しない者

2 会長は、競技会場に入場する入場者等の人数が定員に達すると判断した場合には、雑踏事故防止を目的として、入場規制を実施することができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。